1　指（手、足）	7,410点
2　その他	10,630点
Ｋ０８８　切断四肢再接合術	
1　四肢	144,680点
2　指（手、足）（手、足）	81,900点
Ｋ０８９　爪甲除去術	640点
Ｋ０９０　ひょう疽手術	
1　軟部組織のもの	990点
2　骨、関節のもの	1,280点
Ｋ０９０－２　凰棘手術	990点
Ｋ０９１　陥入爪手術	
1　簡単なもの	1,400点
2　爪床爪母の形成を伴う複雑なもの	2,490点
Ｋ０９２　削除	
Ｋ０９３　手根管開放手術	4,110点
Ｋ０９３－２　関節鏡下手根管開放手術	10,400点
Ｋ０９４　足三関節固定（ランブリヌディ）手術	27,890点
Ｋ０９５　削除	
Ｋ０９６　手掌、足底腱膜切離・切除術	
1　鏡視下によるもの	4,340点
2　その他のもの	2,750点
Ｋ０９６－２　体外衝撃波疼痛治療術（一連につき）	5,000点
Ｋ０９７　手掌、足底異物摘出術	3,190点
Ｋ０９８　手掌屈筋腱縫合術	13,300点
Ｋ０９９　指瘢痕拘縮手術	8,150点
Ｋ０９９－２　デュプイトレン拘縮手術	
1　１指	10,430点
2　２指から３指	22,480点
3　４指以上	32,710点
Ｋ１００　多指症手術	
1　軟部形成のみのもの	2,640点
2　骨関節、腱の形成を要するもの	15,570点
Ｋ１０１　合指症手術	
1　軟部形成のみのもの	8,720点
2　骨関節、腱の形成を要するもの	15,570点
Ｋ１０１－２　指癒着症手術	
1　軟部形成のみのもの	7,320点
2　骨関節、腱の形成を要するもの	13,910点
Ｋ１０２　巨指症手術	
1　軟部形成のみのもの	8,720点
2　骨関節、腱の形成を要するもの	21,240点
Ｋ１０３　屈指症手術、斜指症手術	
1　軟部形成のみのもの	13,810点
2　骨関節、腱の形成を要するもの	15,570点
Ｋ１０４　削除	
Ｋ１０５　裂手、裂足手術	27,890点
Ｋ１０６　母指化手術	35,610点
Ｋ１０７　指移植手術	116,670点
Ｋ１０８　母指対立再建術	22,740点
Ｋ１０９　神経血管柄付植皮術（手、足）	40,460点
Ｋ１１０　第四足指短縮症手術	10,790点
Ｋ１１０－２　第一足指外反症矯正手術	10,790点
Ｋ１１１　削除（脊柱、骨盤）	
Ｋ１１２　腸骨窩膿瘍切開術	4,670点
Ｋ１１３　腸骨窩膿瘍掻爬術	13,920点
Ｋ１１４及びＫ１１５　削除	
Ｋ１１６　脊椎、骨盤骨掻爬術	17,170点
Ｋ１１７　脊椎脱臼非観血的整復術	2,570点
Ｋ１１７－２　頸椎非観血的整復術	2,570点
Ｋ１１７－３　椎間板ヘルニア徒手整復術	2,570点
Ｋ１１８　脊椎、骨盤脱臼観血的手術	31,030点
Ｋ１１９　仙腸関節脱臼観血的手術	24,320点
Ｋ１２０　恥骨結合離開観血的手術	7,890点
Ｋ１２０－２　恥骨結合離開非観血的整復固定術	1,580点
Ｋ１２１　骨盤骨折非観血的整復術	2,570点
Ｋ１２２及びＫ１２３　削除	
Ｋ１２４　腸骨翼骨折観血的手術	15,760点
Ｋ１２４－２　寛骨臼骨折観血的手術	52,540点
Ｋ１２５　骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。）	32,110点
Ｋ１２６　脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除によるもの）	
1　棘突起、腸骨翼	3,150点
2　その他のもの	4,510点
Ｋ１２６－２　自家培養軟骨組織採取術	4,510点
Ｋ１２７　削除	
Ｋ１２８　脊椎、骨盤内異物（挿入物）除去術	13,520点
Ｋ１２９からＫ１３１まで　削除	
Ｋ１３１－２　内視鏡下椎弓切除術	17,300点
注　２椎弓以上について切除を行う場合は、１椎弓を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎弓を超えないものとする。	
Ｋ１３２　削除	
Ｋ１３３　黄色靭帯骨化症手術	28,730点
Ｋ１３３－２　後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）	69,000点
Ｋ１３４　椎間板摘出術	
1　前方摘出術	40,180点
2　後方摘出術	23,520点
3　側方摘出術	28,210点
4　経皮的髄核摘出術	15,310点
注　２について、２以上の椎間板の摘出を行う場合には、１椎間を増すごとに、複数椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎間を超えないものとする。	
Ｋ１３４－２　内視鏡下椎間板摘出（切除）術	
1　前方摘出術	75,600点
2　後方摘出術	30,390点
注　２について、２以上の椎間板の摘出を行う場合には、１椎間を増すごとに、複数	